

情報通信審議会 2020 - ICT 基盤政策特別部会（第4回）議事録

1 日 時

平成26年10月16日（木） 9時45分～10時40分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎2号館8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、須藤 修、谷川 史郎、知野 恵子、
野間 省伸 （以上5名）

（2）臨時委員（敬称略）

磯部 悦男、木場 弘子、滝 久雄 （以上3名）

（3）総務省

桜井総務審議官、今林官房総括審議官、

（情報通信国際戦略局）

鈴木情報通信国際戦略局長、巻口参事官

（総合通信基盤局）

吉良総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、高橋総務課長、吉田事業政策課長、
柴山事業政策課調査官、竹村料金サービス課長、片桐料金サービス課企画官、
河内データ通信課長、塩崎電気通信技術システム課長、
富岡電気通信技術システム課企画官、堀内番号企画室長、
宮地高度通信網振興課長、吉田消費者行政課長、飯倉電気通信利用者情報政策室長、
藤波消費者行政課企画官、田原電波政策課長、布施田移動通信課長

（4）事務局

蒲生情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

4 議 題

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」報告書について

開 会

(山内部会長) 本日は、撮影の申し出がございましたので、会議冒頭の部分を撮影いたします。

ご出席の皆さまにおかれましては、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

それでは、ただいまから、情報通信審議会第4回2020-ICT基盤政策特別部会を開催いたします。

本日は、構成員14名中8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日は、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」報告書について、ご議論いただくことを予定してございます。前回は、8月19日でございます、この特別部会におきまして、皆さまには中間整理のご議論をいただいたところでございます。その後、基本政策委員会におきまして、残された論点の深堀をさせていただきました。これを踏まえまして、先日10月8日に、同委員会において報告書(案)について議論を行いました。

本日は、この議論を踏まえた報告書について、皆さまからご意見をいただきたいと思っております。

それでは、冒頭撮影はこれまでということになります。撮影者の方は、お席にお戻りください。また、報道関係者が退室いたしますので、しばらくお待ちください。

<報道関係者 退出>

(山内部会長) それでは、基本政策委員会の報告書について、同委員会の主査でもあります私から、まず簡単に概要を説明いたします。

基本政策委員会では、2020年代を見据えまして、世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展のために必要な制度の在り方を具体的に検討するために、本特別部会でご議論いただきました「基本5原則」等を念頭に置きつつ、3月11日の第1回以降、ヒアリングを含めまして約半年間に計16回という審議を重ねて参りました。そして報告書を取りまとめたというわけであります。

この報告書では、「2020年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿」を整理した上で、まず1番目、イノベーションを促進し、ICT基盤の利活用による新事業・新サービスを創出するための政策。2番目、公正競争を徹底し、多様なプレーヤーによる活発な競争を促すことで世界最高水準のICT環境を実現するための政策。3番目、便利で安心して利用できるICT環境を実現するための政策。これらについて、具体的方向性を提言させていただきます。

以上が概要でございますが、詳細につきましては、事務局からご説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(吉田事業政策課長) 事務局から資料4-1 報告書及び4-2 報告書概要に沿いまして説明させていただきます。

まず資料4-2、横長の資料の1ページをご覧ください。報告書の構成でございます。

1. 検討に当たっての基本的な考え方として、検討の目的、検討に当たっての基本原則について記述されています。また2. 2020年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿として、2020年代に向けてICTがどのような役割を果たしていくか。技術などの動向はどのようになっているかということ踏まえましてICT基盤は2020年代に向けてどのような姿になっているべきかを記述しています。

また、そのようなICT基盤を目指すために、どのような具体的な政策を取るべきか、を3. から6. の4項目にわたってまとめています。以上が構成でございます。

2ページ目をご覧ください。本件は、昨年、閣議決定されました「日本再興戦略」を踏まえ、世界最高水準のIT社会を実現し、経済活性化と国民生活の向上を図るため、我が国が誇る世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展の在り方について検討するものです。先程申し上げたとおり、個別具体的な政策の検討に当たっては、2020年代に向けたICTの役割や動向を踏まえることとしておりますが、その検討に当たって、念頭に置くべき基本5原則を、今、部会長からお話がありまして、本年5月の第2回特別部会でご議論いただき、お示しいたしました。

具体的には公正競争徹底、イノベーション促進、社会的課題解決、魅力向上・発信、利用者視点の5つの原則に沿って議論を進めてきました。

3ページをご覧ください。政策の検討に当たって、踏まえるべきICTの役割や動向について記述しています。

2020年代に向けたICTの役割として、経済の活性化・効率化、これは新事業創出や生産性向上、効率的な整備や経済の効率化につながるものです。

②医療・教育の高度化や財政支出の削減などを通じて、社会的課題の解決につながります。

③ITSや生活支援など便利な社会の実現。

④災害対策などの安心・安全の実現。

⑤サテライトオフィスなどを通じた地域の活性化。

⑥オリンピック・パラリンピックに向け、我が国の高度なICTを通じた魅力発信が挙げられています。

ICTの動向としては、①ネットワークでは、高速化・大容量化と、移動通信、固定通信の相互補完。

②利用面では、あらゆるモノがネットワークにつながるIoTの時代へ移行し、利用者は移動通信であるか、固定通信であるかを意識することがなくなる。

③利活用、サービス・産業の動向では、M2M、クラウド、ビッグデータ等により、ICTの裾野の拡大、様々な分野や産業とICTとの連携などが進むと期待されています。

これらのICTの役割や動向を踏まえて、2020年代に向けて目指すべきICT基盤の姿として、3点挙げられています。

I、様々な産業が新事業・新サービスを創出できるICT基盤。有線、無線のネットワークをニーズに合わせて自由に組み合わせる新サービスを創出できるようなことを想定しています。

II、活発な競争を通じた世界最高水準のICT環境、利用者がニーズに応じたサービス等を自由に選択でき、多様なプレーヤーが活発な競争の下で多彩なICTサービスを提供でき、高度で強靱なネットワークへの設備投資が行われ、世界最高水準のICT基盤が維持・発展されることを目指すとしています。

III、高齢者から青少年まで、また都市部でも、過疎化が進む地域でも、訪日外国人にとっても、誰もが便利で安心して利用できるICT環境を目指すとしています。

そうしたICT基盤を実現するため、電気通信事業者による取組が求められるとともに、4ページにあるような政策を実施していく必要があるとしています。

4ページには具体的にとるべき政策として、本報告書で、大きく4つにまとめています。

3. ICT基盤の利活用における新事業・新サービスの創出として、移動通信市場における禁止行為規制を見直し、異業種との連携を促進したり、光ファイバ基盤の利活用推進をしたりすることによるイノベーションの促進。

4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準のICT環境の実現として、グループ化・寡占化への対応。移動通信サービスに関する競争の促進、超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進。

5. 便利で安心して利用できるICT環境の整備として、消費者保護ルールの見直し・充実、ICT基盤の整備推進による地方の創生、訪日外国人にとっても利用しやすいICT環境の実現。

6. 適切な行政運営の確保等の4つとなります。

それぞれの項目については、この資料の次ページ以降でも概要をまとめておりますが、この場では、資料4-1の報告書本体で説明させていただきます。

では、資料4-1の16ページをご覧ください。メインテーブルの方々の報告書では、下線が引かれていますので、下線部を中心に、基本的に読み上げさせていただくような形で説明をいたします。

3. ICT基盤の利活用による新事業・新サービスの創出の1点目。異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進です。報告書は、基本的に各政策課題について、現状と2020年代に向けた課題と、それを実際にどうしていくかという政策の具体的方向性、大きくそれぞれ2つに分けて記述しております。

2020年代に向けて、様々な分野・産業におけるICT利活用の拡大が見込まれており、

ICT と様々な業種が連携することによってイノベーションが更に促進され、新事業や新サービスの創出が進むことが期待されている。現在、電気通信事業者に対しては、公正競争環境が損なわれることを防止する観点から、固定通信市場、移動通信市場それぞれの市場支配的な事業者に対する共通の規律として、次の行為を禁止する規制が課されている。

具体的な3項目といたしまして、①接続関連情報の目的外利用・提供、②特定の電気通信事業者に対する不当な優先的、不利益な取扱い等、③製造事業者等への不当な規律・干渉の3項目でございます。

17 ページをご覧ください。この点についての政策の具体的な方向性といたしまして、まず、基本的方向性として、(1)の1番最後の段落です。固定通信市場と移動通信市場、それぞれの市場における規制対象や根拠の違い、市場の環境変化等を踏まえて、それぞれの市場ごとに検討を進め、公正競争の一層の徹底とイノベーション促進の双方の観点から適切な規律とすることが適当である。

(2) 固定通信市場における禁止行為規制の見直しについては、ボトルネック設備の設置自体により市場支配を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である。

(3) 移動通信市場における禁止行為規制の見直しについては、禁止されている行為類型別に市場の環境変化との関係を個別具体的に検討することが適当である。

①接続関連情報の目的外利用・提供の禁止については、本規律を見直すような事情変更は認められず、本規律を維持することが適当である。

②不当な優先的取扱い等の禁止につきましては、新事業・新サービスの創出を促進するため、異業種との連携を加速させる観点から、本規律については緩和の方向で見直すことが適当である。ただし、自己の関連事業者との排他的な連携については、一度行なわれると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが引き続き否定できないと考えられる。したがって、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが適当である。

19 ページをご覧ください。③製造事業者等への不当な規律・干渉の禁止につきましては、最後の段落になります。グローバル企業に対して不当な規律・干渉を行う可能性が低くなっていること、コンテンツ・プロバイダや端末メーカー等に対してもプラットフォームにおける選択権や端末設備の購買力等の影響力が相対的に低下していることを踏まえると、一度このような規律・干渉が行なわれたとしても、弊害が著しく看過できないものとなるおそれがあるとまでは言えない状況にあると考えられる。したがって本規律については、撤廃する方向で見直すことが適当である。

20 ページをご覧ください。3. 2. 光ファイバ基盤の利用推進によるイノベーション促進でございます。現状と課題につきましては、2014年5月、NTTは、NTT東西が光アクセス回線の卸売サービスを提供すると発表しました。この項の最後の段落になりま

すが、公正競争を確保しつつも、イノベーションを促進し、我が国経済の更なる活性化や社会的課題の解決等を図る観点から、NTT 東西によるサービス卸の在り方について検討を行う。NTT 東西によるサービス卸の提供は、世界最高レベルを誇る我が国の光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。一方で、公正競争を確保することについて、総務省において、次の方向で検討を進めることが適当である。現行の電気通信事業法の規律につきましては、次のとおりであると考えられる。21 ページに入ります。サービス卸は、第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であることから、「指定電気通信役務」に該当すると。指定電気通信役務については、「保障契約約款」の事前届出義務や公表義務が課されている。この場合、当事者間の合意があれば、相対契約が認められている。この相対契約に関する料金その他の提供条件の適正性については、業務改善命令を発動することが場合によっては可能とされています。

次の段落です。NTT 東西は、公平性を確保するための規律である禁止行為規制の適用対象とされており、特定の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等が禁止される。以上が現行の電気通信事業法の規律であります。これらにより一定の適正性・公平性・透明性が確保されると考えられる。他方、サービス卸は、NTT 東西が B2C から B2B にビジネスモデルを変革するものであり、第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであること、22 ページに入ります。利用者の利益に及ぼす影響は極めて大きいこと、小売サービスの事業者間の競争は、その原価の一部となるサービス卸の料金その他の提供条件が重要となることを踏まえることが必要となる。サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性を含め、一定の透明性を確保される仕組みの導入を検討することが適当である。

利用者利益を確保する観点から、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスや IP 電話サービス等を自ら NTT 東西が利用者に提供することが期待される。

また、サービス卸の提供に当たり、電気通信市場の競争環境に影響を与える得る要素として次のような事例があると考えられるため、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くことが想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度なキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせる自己のサービスとして

セット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引のサービス提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。

23 ページをご覧ください。4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現。主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進、このページの真ん中あたりにあります、近年は、MNO による他の MNO の株式取得等によりグループ化が進展し、実質的なプレーヤーが 3 グループに集約している状況にある。各グループ内において、携帯電話、BWA 等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展しており、こうした事業者のグループ化・寡占化の進展を踏まえた公正競争の確保が課題となっている。

24 ページに入ります。主要事業者のグループ化に関する規律の導入といたしまして、設備設置事業者のグループ化による更なる寡占化を防止、設備設置事業者によるサービスの多様化・料金低廉化の実現や、積極的な投資の維持・促進を図るためには、MNO 間の合併や株式取得等、グループ化に係る資本関係の取引について、総務省が審査を行うことを可能とする規律等を導入することが適当である。多様なプレーヤーの確保や移動通信サービスの高速化・大容量化のために電波が重要であることに鑑みれば、制度面・運用面双方において、競争政策と電波政策で十分に連携を図っていくことが適当である。

25 ページをご覧ください。グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し。この 3 番目の段落です。グループが一体的に経営している市場の実態や、携帯電話、BWA 等のサービスの態様の同質化を踏まえ、非対称規制について、携帯電話に加え、BWA 等を含めた上で、規制目的に応じて「グループ」の概念を導入することが適当である。

(3) 同一グループ内外での取引の公平性の確保。「電波利用の連携」等は、卸電気通信役務等の相対取引により行われるため、事業者の同一グループ内とグループ外との公平性を確保しているか否か不透明との指摘もある。事業者のグループ内外での公正競争の徹底により多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するため、こうした相対取引が公平性等の観点から問題にならないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入するとともに、規制の実効性を高めることが必要である。

27 ページをご覧ください。4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進、事業主体が実施的に 3 グループに収れんされ、各社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている。MNO の新規参入による競争促進は容易ではないことから、MVNO がプレーヤーとして競争することができるような市場環境が整備することが必要である。現在の MVNO のシェアは 5 % と低水準に留まっており、MVNO も含めた競争が十分に進展しているとはいえない。また、MNO が期間拘束・自動更新付契約や「SIM ロック」をかけることにより、利用者を過度に囲い込む一方、多

額のキャッシュバック等による競争が行われ、長期利用者にとって不公平であり、料金の高止まりの原因になっているという指摘もなされている。更に「消費支出総額」に占める「移動電話通信料」の割合が上昇するなど国民にとって負担感が増している状況にある。

28 ページに入ります。我が国のスマートフォンの料金は国際的に見ても割高であり、特にデータ使用量の少ないライトユーザーの負担が高くなっており、利用者のニーズに合わせた料金プランの設定が必要との指摘がある。

政策の具体的な方向性として、まず MVNO の更なる普及促進のための環境整備、移動通信ネットワークのアンバンドルの更なる促進等ですが、29 ページをご覧ください。上から3分の1くらいのところ、MVNO が技術の進展に合わせて発展していくためには、今後とも、多様なサービスに対応する多様な機能が二種指定事業者、二種指定事業者とは、一定規模の設備を設置する移動通信事業者として NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク等が指定されています。この二種指定事業者によって、迅速かつ確実に開放され、利用可能となることが必要不可欠である。このため、二種指定設備制度については、事業者間協議だけでは基本的な機能が迅速にアンバンドルされない場合に、現行のガイドラインではなく法令により迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適当である。

②MVNO のサービス多様化の実現、MVNO が利用者のニーズに応じた多様なサービスを提供するためには、MNO のネットワークの新たな機能の開放が必要となる。具体的に2点挙げられています。1点目のマルチキャリアネットワーク、これは複数の MNO のネットワークを1つの MVNO が接続することです。30 ページに入りますが、このマルチキャリアネットワークの実現のためには、HLR と HSS、これは携帯電話番号等の顧客情報を管理するデータベースになります。これらを、MVNO も保有することが必要となる。MVNO が HLR、HSS を保有すると、SIM を独自に発行することが可能となり、MVNO によるサービス設計の自由度も上がることになる。

また2番目のサービス設計の自由度を持った音声サービスの提供についても、MVNO が独自の HLR、HSS を運用し、090等の携帯電話番号の割当てを直接受けることによる音声接続が実現できれば、定額サービス等の低廉化や、多様である音声サービスを提供することが可能となる。したがって、HLR、HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を、注視すべき機能としてガイドライン上、位置付けるかどうか検討することが適当である。

また、31 ページに入ります。携帯電話番号を MVNO へ直接割り当てるかどうか検討することが適当である。

(2) 多額の販売奨励金等の適正及び SIM ロック解除の推進につきましては、ICT サービス、安心・安全研究会の報告書(案)において示されています。販売奨励金等の適正化につきましては、多額の販売奨励金及び、これを原資としたキャッシュバックを直接

規制することは必ずしも適当ではなく、まずは SIM ロック解除の推進等の競争環境の整備を通じて、事業者による自主的な適正化を促すことが適当である。

② SIM ロック解除の推進、SIM ロックは利用者の自由な選択を妨げ、利便を損なうとともに、事業者間のサービス、料金による競争を阻害し、他の事業者のサービスへ乗り換える際のスイッチングコストを押し上げ、新規顧客獲得の際に、多額のキャッシュバックの一因となっている。端末に最初から SIM ロックをかけないか、仮に SIM ロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ、迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当であると。総務省において SIM ロック解除のルール化に向けた「ガイドライン」の改正に当たって、その実効性を確保することを前提とした検討がなされるべき。

(3) 低廉で多様な利用者料金の実現。データ通信料金が利用者にとって利用しやすく、かつ公平なものとなるように、利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの提供を事業者に対して促すことが適当である。あわせて総務省としては、料金プランが利用者の利用動向に合致しているかを検証するため、各事業者における利用者 1 人当たりのデータ通信量の分布等について定期的に報告を求め、把握することが適当である。

続きまして、34 ページをご覧ください。超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進でございます。固定系超高速ブロードバンドは、我が国の経済・社会活動や国民生活に不可欠な基盤としてその重要性がますます高まっています。整備率は 98.7% に達しているものの、利用率は 51.2% に留まっている上、その伸びは鈍化しています。FTTH 市場における NTT 東西のシェアは、設備ベースで 78.3%、サービスベースで 71.1% と高止まりしている。

35 ページをご覧ください。(1) 加入光ファイバに関する接続制度の在り方については、シェアードアクセス方式の加入光ファイバの主端末回線に係る接続料について、「芯線単位接続料」から「分岐単位接続料」へと設定方法を変更してはどうかという議論がこれまで行なわれてきました。

36 ページの一番下、過去の情報通信審議会等における議論では、分岐単位接続料を導入すべきという結論には至らず、光配線区画の拡大やその補完的措置としてのエン트리メニューの導入といった方策を講じることが適当とされています。

37 ページ真ん中あたりです。FTTH 市場においては、NTT 東西の加入光ファイバを利用して FTTH サービスを提供しようとする事業者にとっては、参入障壁は高いという指摘があり、これを改善するための取組も十分に進んでいない。本審議会における議論では、光配線区画に係る物理的な制約がある中で競争を促進するためには分岐単位接続料の導入が必要という意見があった一方で、分岐単位接続料を導入した場合には設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれるという意見もあった。こうした状況を踏まえ、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会において専門的な知

見に基づく検討に着手することが適当である。

38 ページ（2）NGN の更なるオープン化につきましては、既に一定のオープン化が実現したところでありますが、更なるオープン化を促進すべきとの意見が一部の競争事業者から寄せられており、事業者間の協議がこれまでに調っていない状況にあり、協議を加速していくことが必要である。今後総務省において、事業者間の協議が迅速かつ円滑に調うよう協議を促進するとともに、アンバンドルの3要件への適合性を検討し、これらの3要件を満たす場合には、接続料規則を改正することによりアンバンドル機能を拡充することが適当である。

（3）NTT 東西の機能分離等、NTT グループに課されている規律等の検証、39 ページです。NTT グループについては、公正競争の確保の観点から、電気通信事業法、NTT 法の規律や累次の公正競争要件が課せられており、平成 23 年度の事業法及び NTT 法の改正により、NTT 東西の機能分離及び業務委託先子会社等に対する監督が義務付けられた他、NTT 東西の業務範囲規制の認可制から事前届出制への移行が実地されたところでもあります。一番下の段落です。子会社を介した逸脱行為や不当なグループ連携などの様々な懸念も指摘されていることも踏まえ、これらの規律等が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当である。

40 ページ、便利で安心して利用できる ICT 環境の実現、消費者保護ルールの見直しの充実です。ICT サービスの高度化・多様化・複雑化や、利用者からの苦情・相談の件数が増加している現状を踏まえ、消費者保護ルールの見直し・充実により、安心して ICT を利用できる環境の整備が必要となる。

政策の具体的方向性、「ICT サービス安心・安全研究会」の報告書（案）に示された考え方を踏まえ、具体的な制度設計を行うことが適当である。

安心・安全研究会の報告書（案）に盛り込まれた主な項目について概略を説明いたします。41 ページをご覧ください。（1）説明義務等の在り方は、3点提言されています。適合性の原則。高齢者、未成年者、障害者等の利用者に配慮した説明を制度化することが適当である。また書面交付義務、広告表示等の適正化について提言があります。

契約関係からの離脱に関するルールの在り方につきましては、禁止行為、取消し、重要事項に係る不実告知等を禁止することが適当である。

初期契約解除ルール、販売形態によらず初期契約解除ルールを導入することが適当である。対象となるサービスは、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からなかったりするものを基本に検討すべきである。

42 ページ、中ほどに入りまして、店舗販売における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、当面、SIM ロック解除における端末等推進の事業者の取組状況を注視する。

③解約、期間拘束・自動更新付契約につきましては、提供条件説明や更新月のプッシュ型通知の方法等について改善されることが適当である。

43 ページをご覧ください。(3) 販売勧誘活動の在り方として、勧誘拒否の意思を表示した利用者に対する再勧誘禁止や代理店に対する監督制度を設けることが適当である。

苦情・相談処理体制の在り方として、民間型第三者機関による苦情・相談の処理を早急に実現し、その状況を見ながら、紛争解決の仕組みの在り方について、中長期的に引き続き検討することが必要である。

5. 2. ICT 基盤の整備推進による地方の創生、ICT 基盤の整備については、競争原理下での民間事業者による整備を基本としつつ、地理的に条件不利な地域における整備には国庫補助による支援を行なってきた。未整備地域は、山間部や離島が多く、ICT 基盤の更なる面的な整備・維持には多額の費用を要する見込みであることから、収益の見通しは厳しく、競争原理下での整備・維持は困難である。

45 ページをご覧ください。政策の具体的方向性として、(1) の部分で、未整備地域について、引き続き、希望する全ての国民が ICT を利用できる環境の整備に向けた取組を進め、ICT 利用機会の格差の是正を図ることが適当である。

(2) ICT 基盤の整備及び支援の在り方、医療・教育等の社会的課題や地方創生に資するよう進める必要がある。携帯電話については、未整備地域がほぼ不採算地域であることから、引き続き、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ、なお整備の進まない採算性の低い地域に対しては、補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当である。超高速ブロードバンドについても、公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要である。光ファイバは、その整備に対する利用ニーズが高い状況にあると考えられる。他方で、未整備地域におけるニーズも変化が生じつつある。したがって、こうした地域におけるニーズを的確に把握しつつ、現状の支援措置についての検証も行ないながら、光ファイバ整備に関する支援の在り方について検討を行なっていくことが必要である。

ユニバーサルサービス制度の在り方、基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当である。携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である。

47 ページ、5. 3. 訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 環境の実現、48 ページの上のほうです。オリンピック・パラリンピック東京大会の開催やグローバル化の一層の進展に対応し、我が国の魅力向上・発信を図る観点から、訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 環境の実現に向けた検討を行う。

訪日外国人の ICT 利用環境整備に向けたアクションプランである「SAQ2 (サクサク) JAPAN Project」に沿って、オリンピック・パラリンピック東京大会開催を見据え、関係省庁、機関、団体、事業者等と幅広く連携しつつ、次の取組を重点的に推進することが適当である。

(1) 無料 Wi-Fi の整備促進と利用円滑化といたしまして、訪日外国人の動線に沿っ

て利用が見込まれる地点について、無料 Wi-Fi の整備を促進する。無料 Wi-Fi の利用開始手続きの簡素化・一元化に向けた方策を検討する。

49 ページに入りまして、(2) の部分ですが、MVNO 等の販売する SIM の初期設定手続きの改善など訪日外国人が迅速かつ容易に国内発行の SIM を利用できる環境を整備する。

(3) 国際ローミング料金の低廉化、そして(4) 多言語音声翻訳システムの翻訳精度を向上するとともに、対応言語数が拡大するための研究開発を行うなどが取り上げられています。

50 ページをご覧ください。適切な行政運営の確保といたしまして、この 50 ページの下のほうです。明確なルールに基づく公正かつ透明な行政運営を通じて自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、新たな行政運営サイクルを確立することが適当である。

51 ページ、(1) 統一的な行政運営の方針の作成・公表、適切な行政運営サイクルの確立に向けては、行政運営の予見性・透明性の確保が極めて重要となることから、統一的かつ基本的な原理原則となるべき指針をあらかじめ定めて公表することが適当である。

(2) 市場動向の分析・検証に関し、52 ページに入ります。3 段落目、これまで市場支配力の有無等を中心に分析・評価してきた競争評価と非対称規制を中心に運用してきた公正競争レビュー制度を更に充実・発展させ、競争政策のみならず、料金政策等も含め市場動向を分析・検証する新たなツールとして位置付けることが適当である。電気通信市場全般の動向について、各種データ等を用いて定量的・定性的な分析・検証を行ない、その結果を基本的な指針や法令・ガイドラインに反映させる仕組みとしていくことが適当である。

(3) 各事業者の業務の適正性等のチェックに関し、事後規制の実効性を確保するためには、行政が、定期的・継続的に情報の収集を行ない、個々の事業者の事業運営を絶えずチェックし、電気通信事業者の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要な監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための取組を推進していくことが必要となる。

53 ページに入ります。これまで、随時のヒアリング等を通じて実施してきた各事業者の業務の適正性等のチェック体制を更に充実させるとともに、そのプロセスの明確化・体系化を図ることが適当である。

(4) 行政運営体制の充実・強化、総務省においては、市場動向の分析・検証や各事業者の業務の適正性等のチェックに関する新たなサイクルの確立のために必要な組織の在り方や人員の充実等について検討を行ない、行政運営体制の充実・強化を図ることが適当である。

54 ページ、本検討のフォローアップ、技術の進歩やビジネスモデルの変遷が著しい情報通信分野においては、2020 年代を待たずにその市場環境が大きく変化することと考

られるため、主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応する競争政策の推進等の各種政策について、市場環境変化等を踏まえ、有効かつ適切に機能しているのかを検証した上で必要な場合には見直しを行うことが適当であるとしています。

以下、資料編として、これまでの検討の経緯や参考資料が付されております。

なお、本日もご欠席の住川委員から資料4-3のとおりご意見が出ていますので、これも紹介させていただいてよろしいですか。

(山内部長) 簡単をお願いします。

(吉田事業政策課長) はい。資料4-3をご覧ください。今回議論されたICT基盤の実現を通じ、新たな発想によるイノベーションの担い手を応援する環境が整うことを期待します。特にICT分野では、現時点で想定されない新たな技術、ビジネスモデルなどの出現が想定されます。

そのためには、今回の報告書案の確実な実行及びICT分野の環境のモニタリング等によるフィードバック等の仕掛けが必要と思われま。

2020年のオリンピック・パラリンピックを目指し、いろいろな取組を検討されていると思いますが、今回の情報通信政策についても、2020年の実現に向けて、部会及び基本政策委員会で議論されたことをどう実現するか、何が課題かも含め、今後アクションプランを策定し、フォローする仕掛けも有効ではないかと考えます。という趣旨のご意見が出されております。以上です。

(山内部長) どうもありがとうございました。報告書について、ご説明いただきました。このご説明について、皆さまからのご意見、あるいはご質問をいただければと思います。

(滝臨時委員) 大変膨大な量のおまとめ非常に御苦労様でございます。大変期待しております。私の意見と言いますか、確認ということで、少しお話申し上げたいと思います。

4-2の資料の10ページ、「超高速ブロードバンド基盤の整備率は98.7%である一方、その利用率は51.2%に留まっている。」この記述を踏まえて、日本の情報インフラが世界一であるにもかかわらず、その利活用は大きく遅れている。光ファイバ網の徹底的な利活用こそが日本が世界に伍していく唯一の道と考えております。

それから資料7ページのNTT東西が光回線サービスの卸売を提供すると発表との記述を踏まえまして、NTTさんによる光回線サービス卸のお話は、大いに結構だと思います。ただし、インターフェース条件の公開を絶対条件とし、そうすることによって、様々なプレーヤーが参加し、どんどんアプリケーション開発が行われるようになり、爆発的なサービスが伸びると思います。

反面教師とすべきなのが、これまでのNGNのオープン化対応、NTTさんはアプリケーションインターフェースを実質的にオープンにしてこなかったように感じておりました。ほとんどそのために広がっていない。繰り返しになりますが、様々なプレーヤーがそれぞれ工夫して、各自商売を成り立たせながらユーザーの求めるサービスを提供する

ことは、日本の国益に絡むと思います。各プレーヤーの商売を成り立たせるためには、必ずしも卸価格を一般公開することがよいとも思いませんが、インターフェース条件は全て隠さずオープンにしないと、駄目だと思います。

以上を私の意見とさせていただきます。

(山内部会長) はい、ありがとうございます。ご意見ということでよろしいでしょうか。他にご発言ございますか。

(谷川委員) 今回取りまとめるのに大変御苦勞があったと思います。この中身で進めていただければと思います。私は報告書案の説明を聞いて一番思いましたのは、いよいよ通信の世界でも縮小が始まっていて、行政の在り方そのものが、ある種縮小するマーケットに対してどうやって対応していくのか、という大きな転換点を迎えているということです。今後の継続の議論の中になるかと思えますけれども、総務省の行政の在り方について、引き続き検討が進むことを期待します。

(山内部会長) ありがとうございます。他に。

(須藤委員) ひとつ申し上げておきたいと思います。今、谷川委員がおっしゃったように、この報告書は基本的にいい方向で動いていると考えております。その上で申し上げますけれども、これもかなり詳細でいい報告書になったと思いますが、更に、今後5Gモバイルの動き、それから4Kの、これはNexTVフォーラムの理事長としてのお願いですけれども、恐らく携帯がかなり重要な端末になっている。昨日、東京大学でシンポジウムがありましたけれども、モバイルを中心にして、広告市場というか、ワンツーワンマーケティングは、相当動くだろうということでした。もちろんテレビがどうなるかわからないのですが、それは置いておいて、携帯がかなり端末としては重要になります。

それからもう1つ、ネットワークについて言うと、既に5Gモバイルでも、SDNと、日本の企業でも既に取り組みされているところは結構あるわけですが、ルーターのチップにかなり情報処理機能を持たせることによって、インテリジェントなネットワークの構築が、日本でもアメリカでもヨーロッパでも考えられています。もちろん、中国も考えています。そのような技術動向を考えると、通信の果たす役割が相当変わってくると同時に、インフラとしてもっと深いものになっていくだろう。あらゆる生活分野に影響をもたらす、それから既存の産業にも大きな影響力をもたらす可能性がある。要するにビジネスモデルの変更を迫るものが多々あるということです。それへも柔軟に対応できるように通信事業の在り方を考えておかないといけないだろうと思います。そのためには、谷川委員もおっしゃいましたように、行政側で、かなりデータエビデンスを取って、市場動向を見て、できるだけ科学的な考察を踏まえて、規制の在り方、あるいは規制緩和の在り方のフォローアップを考えていただきたいと切に思います。

以上です。

(山内部会長) ありがとうございます。他にご意見ございますか。

(磯部臨時委員) 今回の報告書は、大変よくまとめていただいて、内容に関して全く異論はございません。今後のこととしては、今回の政策について社会にメッセージを発信することに、ご尽力いただければと思います。何のために、何をどう変えるのか。報告書の内容の詳細は専門知識がないと分からない部分も多々ありますが、利用者にとって何がどう変わるのかについて、うまく発信していただくとよろしいのではないかと思います。

本報告書は、マスコミにも随分注目されているところです。例えば3章の新事業・新サービスの創出の政策等は、いろいろな形で報道がされています。例えばこれに関してはイノベーションが目的なのだと、メッセージを強く出していただくのがよろしいと思います。逆に言いますと、これによってイノベーションが果たせないのであれば、やり方を変えなくてはいけないということだと思います。それを担保するのが6章に書かれた「適切な行政運営の確保」ではないかと思います。これまでの報告書で、この6章のような内容が書かれることは、多くなかったのではないかと思います。これは急速に発展する技術やビジネスモデルにしっかり対応していくという総務省の決意表明のようにも見え、非常にいいことではないかと思います。そういった点も含め、社会にメッセージを発信していただくとよろしいのかと思いました。

(山内部会長) ありがとうございます。他に。それでは、知野委員、それから木場委員。

(知野委員) ありがとうございます。特に5章の便利で安心して利用できる ICT 環境の整備が、かなり重要だと思って発言をしてみました。それでいろいろ挙げていただいたのですが、説明義務などを見ますと、例えば適合性の原則で、説明に当たって配慮を必要と考えられる利用者にはなど、いろいろ記述されましたけれども、実際、どのように実現していったらいいのか、お店などでもかなり困っていると思いますので、具体的な中身を早くつめていかねばいけないなと感じています。苦情・相談処理の体制としての、民間型第三者機関による苦情・相談の処理の機関の実現に関しては、この ICT 安心・安全研究会でフィードバックしてフォローアップしていくと書かれていますけれども、その他の制度化をどうやって実現していくか、具体的にどこが検討を行うかが明らかではないので、そこをもうちょっとしっかりしなくてはいけないなと思います。また、40 ページに、「具体的な制度設計を行うことが適当である」とありますが、制度設計を行うべきであるというような、もうちょっと強い表現にしたほうがいいと感じました。

それから、通信料金、31、32 ページのところ、先程マスコミにも注目されてというご指摘がありましたけれども、過度なキャッシュバック問題とかそういう問題が注目されておりますけれども、今回 iPhone 6 が販売されたこともあって、過度なキャッシュバックは、確かにすぐには見当たらないのですけれども、下取りをしますとか、事実上のキャッシュバックに近いような商法も行われておまして、こちらでこういう議論をしているのに、実態はまた違って動いているという、そういう印象を強く持っておりますので、先ほど申し上げたような実効性や、制度の検討みたいなものを、早く取り組んだほ

うがいいと思います。

以上です。

(山内部会長) ありがとうございます。木場委員どうぞ。

(木場臨時委員) はい、ありがとうございます。今回の報告書、イノベーションの創出ですとか、利用者視点がかかなり盛り込まれていて大変よいと思っております。特に私の立場ですと、5本の柱、今回の説明は6本になるかもしれませんが、便利で安心して利用できる ICT 環境の整備には、消費者の目線というのは、かなり入って、半歩も1歩も、前進のような気がいたしました。特にこの中で言いますと、自動契約更新ですとか、苦情について。何度か私もこの会議で発言させていただきましたけれども、特に携帯電話の契約については、私のように詳しくないものにとりましては、分からないことが沢山ありまして、その中でも契約の自動更新というのは、本当に分かりにくいのですね。気がついたら契約が勝手に更新されておりまして、携帯の買い替えの時期などを逸してしまつて、解約金を払わなければいけないことも体験したことがございます。今回これにつつまして、事業者が自主的にプッシュ型の通知を行うと書いておりますので、この辺りは利用者が困らないように分かりやすい周知をお願いしたいと思います。

私ごとですが、よく聞いていなかったせいもあり、2年間無料で、2年後からは電話で解約しなければ自動的にお金が発生しますというオプションを昨年、契約してしまいました。当時、再来年の手帳を持っていないので、ダイニングの壁に2015年11月と大きく張り出して、いつも食事をしながらXデーとして、ここに電話をしなければお金が発生してしまうのだと噛みしめながら食事をしております。こういった部分からもプッシュ型で是非通知をお願いしたいと思います。

それからもう1点、さつき申し上げました苦情や相談処理ですけれども、これも何度か発言いたしましたが、何か聞きたいことがあつても、携帯ショップは目の前のお客さんで手一杯で、電話を取ってくださらないのです。ですから足を運ぶというアナログの方法で、お店に行くのですが、行ったら行ったで、何時間待つのか分からないような状況で、とにかく困ったときに、どこを窓口として、どのような対応をすればいいのかが、非常に今も分かりづらい。報告書の中では苦情や相談処理につつましても、協会として今後窓口を作る方向だと伺っておりますので、この辺りは利用者が困らないように今後も体制をしっかりと、それから知野委員がおっしゃったように、最後までつめて対応をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(山内部会長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(野間委員) 私が、非常に関心があるのは、新事業・新サービスの創出でございます。今後どういった新しい事業・新しいサービスが出てくるのかによって、経済への貢献もかなり大きくなるのではないかと考えています。そのためには、この場でも言わせていただきましたけれども、公正な競争、自由な競争関係を是非作っていただくことが、我々にとつても非常にやりやすい舞台になりますので、是非お願いしたいと思います。

(山内部会長) ありがとうございます。他に意見ございますか。

(谷川委員) 先ほど、適切な行政運営という議論をさせていただきましたけれども、もう1歩突っ込んで考えますと、情報通信のインフラを何のために作っているかということが重要です。たぶんこれまでは、情報の収集を上手にやる道具という認識だったと思います。しかし、これからは、情報をどう分析・編集するかに重点がだいぶ動いてきていて、そういう意味で国民に情報を活用する能力をちゃんと付けていくような仕組みを行政の中で考えていく必要があると思うのです。ただ、これは教育の分野の問題なのか、通信行政の問題なのか、ちょうど狭間に入っています。情報通信は道路のように使い方が分かりやすいインフラではありません。だからもう1歩突っ込んで、情報の活用能力を高める教育をしていくことも、これからの行政の重要なテーマになるのではないかと思います。そういうことも含めて、是非、引き続きご議論を進めていただきたいと思います。

(山内部会長) ありがとうございます。その他に。よろしいでしょうか。

各委員から様々なご意見いただきましたけれども、基本的に、大きな意見修正はなかったと認識しております。若干のご意見いただきました点については、事務局からフォローさせていただきます。

つきましては、本日の報告書を、そのまま答申(案)としてパブリックコメントを行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

閉 会

(山内部会長) それでは、以上で本日予定されておりました議事は終了しました。

委員の皆さまから何かご意見、他にご発言はございますか。よろしければ、本日の会議を終了いたします。

次回の特別部会は、開催日が決まり次第、事務局より御連絡差し上げます。

以上で閉会といたします。

どうもありがとうございました。